

業務課からのお知らせ

1. ゴールデンウィークの事務の取扱いについて

当健康保険組合のゴールデンウィークの事務取扱いにつきまして、以下のとおりとさせていただきますのでお知らせいたします。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

①ゴールデンウィーク期間営業日

令和7年4月28日（月）、令和7年4月30日（水）、令和7年5月2日（金）

※ゴールデンウィークについては、令和7年4月26日（土）～令和7年5月6日（火）を期間としています。（令和7年5月1日（木）は、健康保険組合設立記念日のため休業となります）

②適用関係書類（資格取得届・資格喪失届等）の取扱いについて

●令和7年5月7日（水）午前までに受付【健保到着】しました書類については、令和7年4月分保険料計算として処理し、決定通知書等を事業所担当者様へ送付いたします。

※添付書類の不備等があった場合は、この限りではありません。

●令和7年5月7日（水）午後以降に受付【健保到着】しました書類については、令和7年5月分保険料計算として処理し、決定通知書等を事業所担当者様へ送付いたします。

2. 【令和7年度版】社会保険実務の手引きの送付について

当健康保険組合の『社会保険実務の手引き』の送付について、法改正・届出提出方法・記入方法などの記載内容から、事務処理時にお役立ていただけるよう、昨年より毎年年度開始時期（4月）に変更させていただいております。

なお、算定基礎事務処理説明会資料につきましては、別途資料を送付させていただきます。

3. 健康保険の資格情報について（マイナ保険証等関連）

新年度が始まり、当組合にも新たに新入社員などが加入しているところです。

令和6年12月2日以降、保険証の新規発行・再交付はされなくなり、医療機関等を受診する際には、原則マイナ保険証を利用いただき、健康保険の資格情報を確認することとなっております。

また、令和7年12月1日には現行の保険証の経過措置も終了し、すべての加入者につきまして、令和7年12月2日以降現行の保険証が使用できなくなります。

当組合ホームページにもマイナ保険証のメリットや受診方法、または、マイナポータルでの健康保険証情報の確認方法などを掲載しておりますので、ご確認いただき、マイナ保険証への移行をしていただければ幸いです。

別紙「健康保険の資格情報について（マイナ保険証等関連）」当組合ホームページ掲載箇所のQRコードを掲載しましたので、ぜひご活用ください。